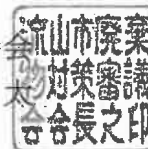


流 廃 審 第 3 号
令和元年6月11日

流山市長 井崎 義治 様

流山市廃棄物対策審議
会長 稲葉 陸



流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

平成31年1月31日付け流ク第374号で諮問のあった流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて審議した結果、別添「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の考え方（案）」については、下記の意見を付して了承します。

記

一般廃棄物処理手数料については、受益者負担の考え方を踏まえ、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味して設定することが望ましいと考えます。

手数料の見直しに当たっては、広く市民や事業者の理解を得られるよう必要な情報を発信し、混乱が生じないように進めていくことを切にお願いします。

また、ごみ処理に関する社会情勢は変化していくことから、おおむね5年ごとに手数料の見直しを行うことを望みます。

手数料の見直しは、ごみの減量・資源化の推進に有効な手段の一つと考えますので、関係者の理解を得て、ごみの発生抑制にもつなげるようお願いします。

一般廃棄物（ごみ）処理手数料の考え方（案）

料金改定の目的

ごみ処理経費の上昇に伴い、受益者負担の観点から直接搬入されるごみ処理手数料を見直す。

料金改定の基本的な考え方

- ①ごみ処理手数料は、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味し、互いに廃棄物の流出入が発生しないよう改定する。
- ②事業系ごみの減量を目指すため、ごみ処理手数料の見直しは事業系ごみを主眼とする。家庭系ごみは、これまでどおりごみ集積所回収が基本であるため、直接搬入は事業系ごみと同じ手数料を徴収する。
- ③受益者負担の観点から、無料区分（現在は5kg未満が無料）を廃止する。
- ④剪定枝については、資源化を推進する観点から、森のまちエコセンターに市民が直接搬入する分（家庭系）については無料とする。
- ⑤今後は一般廃棄物処理基本計画の見直しに合わせて、概ね5年ごとにごみ処理手数料の見直しについて検討する。

手数料の変遷

昭和62年4月 事業系可燃ごみ 10円/kg、事業系不燃ごみ 15円/kg
 平成16年4月 事業系ごみ 15円/kg+税、家庭系ごみ 15円/kg+税
 平成21年4月 事業系ごみ 150円/10kg+税、家庭系ごみ 150円/10kg+税（各5kg未満無料）
 平成22年4月 事業系ごみ（剪定枝）100円/10kg+税（5kg未満無料）

近隣市の状況

	家庭系の搬入 手数料（税別）	事業系の搬入 手数料（税別）	剪定枝等の搬入 手数料（税別）	無料区分	考え方の根拠
松戸市	16円/kg ※20kg未満は 一律320円	16円/kg ※20kg未満は 一律320円	他の一般廃棄物と同じ	無し	平成8年にごみ処理コストの6割を目安とし、その後、それに向けて段階的に改定し、現在に至る
野田市	135円/10kg	270円/10kg	家庭系：無料 事業系： 270円/10kg	無し	平成25年に受益者負担割合を事業系はごみ処理経費の100%、家庭系は50%に方針づけた
柏市	180円/10kg	180円/10kg	他の一般廃棄物と同じ	無し	平成13年に受益者負担100%を基本とし、さらに近隣市との均衡を考慮した
流山市	150円/10kg	150円/10kg	家庭系：無料 事業系： 100円/10kg	有り 5kg未満 切捨	近隣市とのバランスを考え、さらに経済情勢等を加味し、10kgまでごとに150円+税とした

※ 野田市は平成27年7月1日から料金改定して家庭系と事業系の料金が違う。また、家庭系のごみ処理有料化を行っている。

ごみ処理直接経費（直接経費に係る処理原価）

（特に記載が無い金額は税込）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ごみ処理直接経費（人件費除く）…A	1,340,799,396 円	1,251,519,662 円	1,410,377,372 円
ごみ処理技能職人件費…B	180,519,615 円	180,281,773 円	183,049,664 円
ごみ処理直接経費計…A+B	1,521,319,011 円	1,431,801,435 円	1,593,427,036 円
ごみ処理量…C	47,256,140kg	46,317,650kg	48,619,970kg
ごみ処理単価…(A+B)×10/C	322 円/10kg	309 円/10kg	328 円/10kg
平均単価	320 円/10 kg ≒ 297 円/10kg+税		

ごみ処理原価と改定額（案）

事業系ごみは、自らの責任において処理をすることが義務付けられており、「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月、環境省）」では、原価相当の手数料を求めることが望ましいとされているが、本市の事業系一般廃棄物等の現行処理手数料は150円/10kg+税であり、上記の平均単価（297円/10kg+税）の約50%相当となり、現行手数料とごみ処理原価に隔たりが生じている。

よって、将来的には処理原価等に合わせた手数料を目指すこととするが、当面は事業者の負担および近隣自治体とのバランスを加味して273円/10kg+税とする。

また、森のまちエコセンターへの剪定枝の直接搬入は、資源化を推進する観点から家庭系は無料とする。事業系については、現行手数料が近隣市よりも安価であることを踏まえ、流入防止の観点から273円/10kg+税とする。

さらに、一般廃棄物（ごみ）処理手数料の見直しに合わせ、産業廃棄物処理費用も同様に見直す。

なお、5kg未満の無料区分は廃止する。

見直し後の手数料等は次ページのとおり。

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 別表 1 及び別表 2 の改正イメージ

※条例の別表 1 及び別表 2 では税込表示となるため、税抜金額は () 内に表示した。なお、改正後は税率 10%を想定した。

※改正後は、事業系一般廃棄物(剪定枝を除く)と事業系一般廃棄物(剪定枝)の手数料が同一になることから、改正前は 2 行に分けて表示していたものを、改正後は 1 行に統一した。

別表 1 (第 27 条関係) 抜粋

一般廃棄物処理手数料 【改正前】

種類	区分		手数料
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき(資源化できる剪定枝を搬入するときを除く。)	10 キログラムまでごと	162.00 円 (150 円+税)
	資源化できる剪定枝を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		無料
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物(資源化できる剪定枝を除く。)を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	162.00 円 (150 円+税)
	事業系一般廃棄物のうち資源化できる剪定枝を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	108.00 円 (100 円+税)
	事業系一般廃棄物を第 30 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	162.00 円 (150 円+税)



一般廃棄物処理手数料 【改正後】

種類	区分		手数料
家庭廃棄物	自ら市長の指定する場所へ搬入するとき(剪定枝等を搬入するときを除く。)	10 キログラムまでごと	300 円 (273 円+税)
	剪定枝等を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき		無料
その他の一般廃棄物	事業系一般廃棄物を自ら市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	300 円 (273 円+税)
	事業系一般廃棄物を第 30 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと	300 円 (273 円+税)

(下線部を追加する。)

3 重量に 5 キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。ただし、総重量が 10 キログラム未満の場合は、10 キログラムとして手数料を算定する。

別表 2 (第 29 条関係)

産業廃棄物処理費用 【改正前】

区分	費用
第 28 条第 2 項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと 108.00 円 (100 円+税)



産業廃棄物処理費用 【改正後】

区分	費用
第 28 条第 2 項の規定により市長が指定した産業廃棄物を市長の指定する場所へ搬入するとき	10 キログラムまでごと 300 円 (273 円+税)

(下線部を追加する。)

重量に 5 キログラム未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。ただし、総重量が 10 キログラム未満の場合は、10 キログラムとして手数料を算定する。

【参考】重量別一般廃棄物処理徴収費用の一覧

単位重量	正味重量	徴収費用 (税込※1)		
		改正後	改正前	
			クリーンセンター	森のまち エコセンター※2
70kg	65.0kg~74.9kg	2,100 円 (1,911 円+税)	1,130 円 (1,050 円+税)	750 円 (700 円+税)
60kg	55.0kg~64.9kg	1,800 円 (1,638 円+税)	970 円 (900 円+税)	640 円 (600 円+税)
50kg	45.0kg~54.9kg	1,500 円 (1,365 円+税)	810 円 (750 円+税)	540 円 (500 円+税)
40kg	35.0kg~44.9kg	1,200 円 (1,092 円+税)	640 円 (600 円+税)	430 円 (400 円+税)
30kg	25.0kg~34.9kg	900 円 (819 円+税)	480 円 (450 円+税)	320 円 (300 円+税)
20kg	15.0kg~24.9kg	600 円 (546 円+税)	320 円 (300 円+税)	210 円 (200 円+税)
10kg	5.0kg~14.9kg	300 円 (273 円+税)	160 円 (150 円+税)	100 円 (100 円+税)
0kg	5.0kg 未満	300 円 (273 円+税)	0 円	0 円

※1 徴収費用は条例第 27 条第 1 項の規定により、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となる。税抜金額は () 内に表示した。なお、改正後の税率は 10%を想定した。

※2 森のまちエコセンターの家庭系は改正前後とも無料